

全建事発第 121 号

令和 3 年 12 月 23 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

公共工事の円滑な施工確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 12 月 20 日に令和 3 年度補正予算が成立したところですが、公共工事の適正な入札及び契約の実施を通じて建設業の健全な発達を実現するとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等による国民の安全・安心の確保、成長戦略の推進や分配機能の強化による「新しい資本主義」の起動等を通じて経済を成長させ、その果実を基に国民の所得を幅広く引き上げさらなる成長につなげていく「成長と分配の好循環」を実現するためには、今後の公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要となります。

このことを踏まえ、総務省及び国土交通省では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 20 条第 2 項に基づき、地方自治体に対して、別添のとおり、公共工事の円滑な施工確保を図るよう要請した旨通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp